

国土交通省における地方創生関連施策

令和3年1月13日

国土交通省

- 都市再生特別措置法の改正により、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することができる「居心地が良く歩きたくなる」空間（ウォークブル空間）の創出を推進。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組 を法律・予算・税制等のパッケージにより支援



「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに関係する資料を以下のHPIに掲載しております。ぜひご覧ください。

(URL) https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000072.html

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

-**市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転計画

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

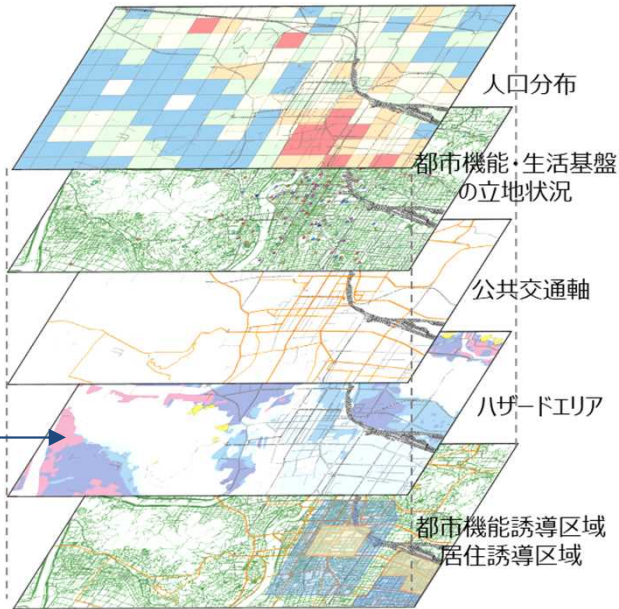
防災指針の概要 (都市再生特別措置法第81条)

- 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけ、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- 防災指針の作成に当たっては、防災部局等が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要。

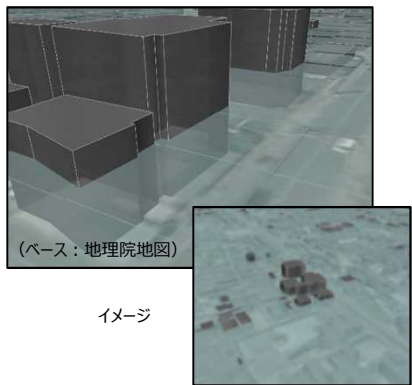
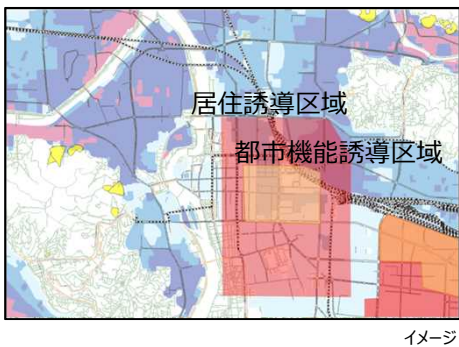
■ 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報
(洪水の場合)

- ハザードエリアの分布
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 外力規模による違い
- ⋮

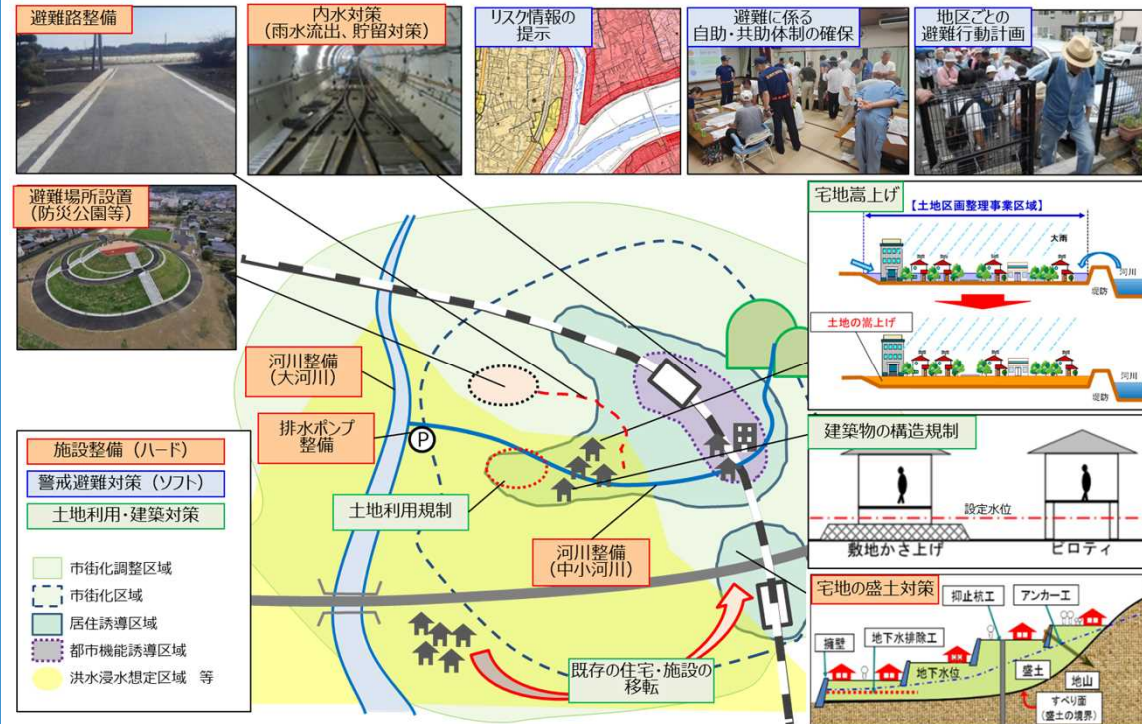


■ 都市の災害リスクの見える化



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に位置付ける対策 (例)



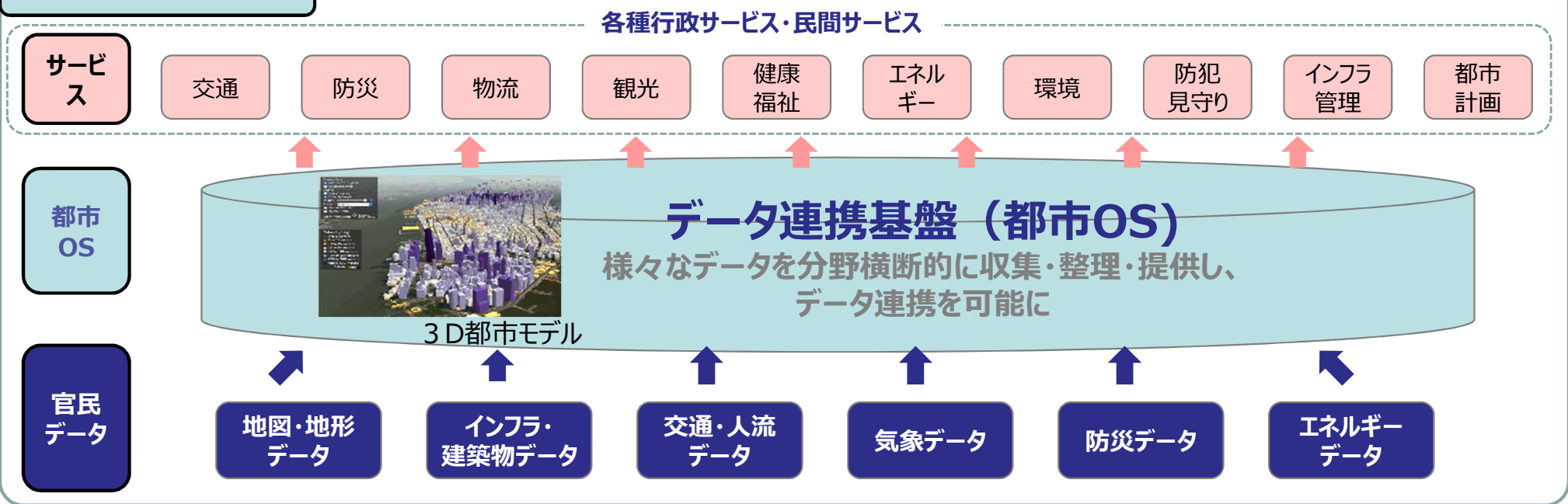
■ 防災対策の実施プログラム (例)

施策	重点的に実施する区域	実現時期の目標		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
警戒避難対策 (ソフト)	リスク情報の提示	市全域	→	
	地区ごとの避難行動計画	市全域	→	
	避難に係る自助・共助体制の確保	市全域	→	
	既存の住宅・施設の移転	居住誘導区域外	→	→
土地利用 (ハード)	土地利用規制	市全域	→	→
	建築物の構造規制	市全域	→	→
	宅地高上げ	居住誘導区域内	→	→
			→	→

施策	重点的に実施する区域	実現時期の目標		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
施設整備 (ハード)	河川整備 (大川川)	市全域	→	→
	河川整備 (中小川川)	市全域	→	→
	避難場所設置 (防災公園等)	居住誘導区域内	→	→
	避難路整備	居住誘導区域内	→	→
	排水ポンプ整備	居住誘導区域内	→	→
	内水対策 (雨水流出、貯留対策)	居住誘導区域内	→	→
	宅地の盛土対策	居住誘導区域内	→	→

- **スマートシティはSociety 5.0の総合的なショーケース**
- 5G、AI、IoTなどの新技術や官民データを活用し、都市や地域における課題を解決するスマートシティの取組により、市民生活・都市活動や都市インフラの管理・活用を高度化し、都市の持続可能性や都市経済の生産性向上、都市の国際競争力強化を目指す

スマートシティの構造



市民生活・都市活動等の高度化



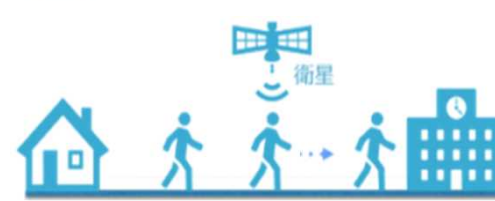
顔認証を活用した公共交通のサービス向上 (つくば)



災害情報をリアルタイムに収集・分析・発信 (大丸有)



子供や高齢者の見守りサービス (益田、藤枝)



健康ポイントによる歩行回遊促進 (札幌、柏の葉)

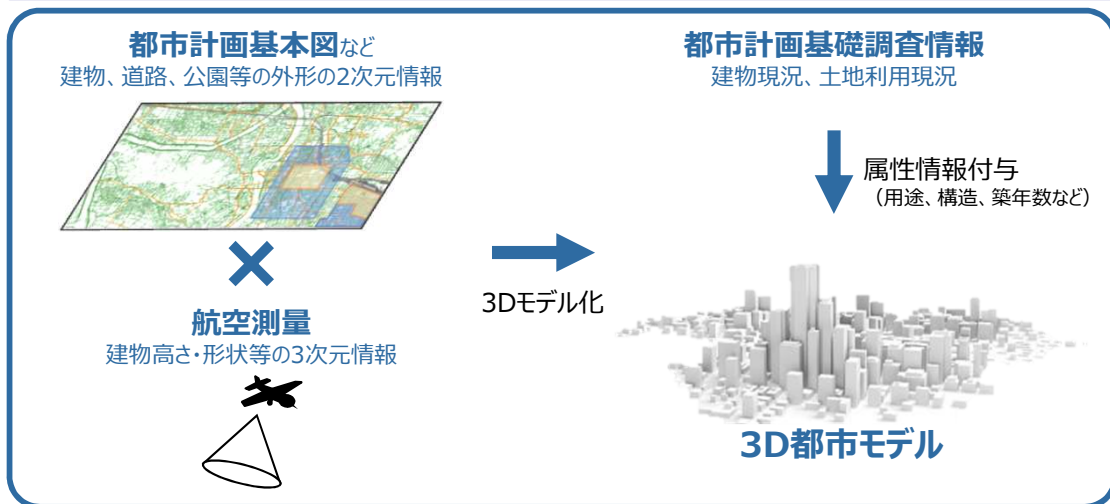


プロジェクト・プラトール

- Project PLATEAUとして、3D都市モデルの構築とこれを活用した都市計画・まちづくり、防災、都市サービス創出等の実現を目指す「まちづくりのDX」の取組を推進。令和2年度中に全国約50都市の3D都市モデルを構築し、特設ウェブサイト等を通じて3D都市モデルやそのユースケースを順次公開。3D都市モデルの活用による多分野連携・市民参加型・機動的なまちづくりの実現を目指す。

○3D都市モデルのデータ作成

「都市計画基本図」等の二次元図形情報と航空測量等によって取得される建物・地形の高さや建物の形状情報を掛け合わせて、都市の3次元モデルを作成。建物等に都市計画基礎調査等によって取得された属性情報（都市空間の意味情報）を付加して3D都市モデルを構築。



○3D都市モデルのユースケース開発

3D都市モデルを活用した多様なユースケース開発の実証実験／フィジビリティスタディを全国で実施。

都市活動モニタリング

防災

まちづくり

民間サービス開発

○オープンデータ化、活用ムーブメントの惹起

◆地方公共団体による作成・利活用支援

3D都市モデルに関する各種マニュアル・ガイドライン等の整備

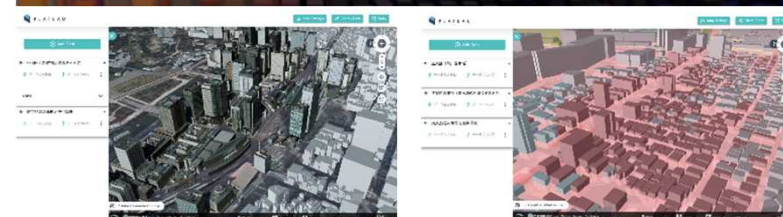
3D都市モデル、データ製品仕様書・作成手順書の作成・公表

利活用マニュアル、活用事例集の作成・公表

◆各種メディア等を通じた情報発信

特設ウェブサイトの開設や3D都市モデルのビューアーの開発など

特設ウェブサイト：<https://www.mlit.go.jp/plateau/>



◆オープンデータ化

全国約50都市の3D都市モデルを誰もが利用可能な形でダウンロード公開

持続可能な地域公共交通の実現に向けて

地域公共交通に関する法制度の見直し（地域公共交通活性化再生法の一部改正、独占禁止法特例法の制定）

- 第201回国会において、**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**（地域公共交通活性化再生法）等の一部改正法、**独占禁止法特例法**（新法）が提出され、いずれの法律も**令和2年5月に成立し、令和2年11月27日に施行**された。

地域が自らデザインする地域の交通【活性化再生法】

- ・地方公共団体による**地域公共交通計画（マスタープラン）**の作成を**努力義務化**
- ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源**（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も**地域公共交通計画に位置付け**
- ・地域公共交通計画において、利用者数、収支、行政負担額などの**定量的な目標の設定、毎年度の評価等を努力義務化**（データに基づく**PDCAを強化**）



「逆コンセッション」により地域が支える公共交通【活性化再生法】

路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「地域旅客運送サービス継続事業」を創設**

従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じてコミュニティバスやデマンド化等による**旅客運送サービスの継続を実現**

「競争」から「協調」への転換【活性化再生法・独占禁止法特例法】

現状、地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障。また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触するおそれから、ダイヤ、運賃等の調整は困難。**

- ・**「地域公共交通利便増進事業」を創設**し、路線の効率化のほか、**「等間隔運行」や「定額制乗り放題運賃」等のサービス改善を促進。**
- ・併せて、**独占禁止法特例法を創設**し、**カルテル規制を適用除外。**

ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化・継続

令和2年度第3次補正予算案 305億円

- 地域公共交通は、新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、**「エッセンシャルサービスとしてサービス提供を維持」**してきた一方、ポストコロナに向けた急速な社会構造の変化の中で厳しい経営環境に置かれており、**事業の持続性の確保のためには、収益性の向上などの取組を早急に行っていく必要。**
- 社会変化に対応した新たな地域公共交通に向けて、**「新技術の活用等を通じ、収支の改善を図ろうとする事業者に対する集中的な支援等を実施」**する。

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

- 2030年訪日外国人旅行消費額15兆円の目標の達成及び新たな体験型観光コンテンツの造成による地方を含む全国各地での消費機会拡大に向け、いわゆるアドベンチャーツーリズムのような3密を避けつつ**日本の本質を深く体験・体感する**、Withコロナ時代における**新たなインバウンド層への訴求力が高い体験型観光コンテンツ等を造成する**。

【事業内容】

- アドベンチャーツーリズム（自然×文化×アクティビティ）のモデルツアーの造成・ガイド人材の育成、長期滞在型観光の強化に資する建物や設備の改修・購入等への補助（補助率:1/2）、世界レベルの宿泊施設の誘致・整備促進に向けた自治体とディベロッパーやホテルブランドとのマッチング、新たなインバウンド層の細かなニーズに対応し、満足度の高いサービスを提供できる人材の育成（専門家派遣・海外研修派遣）等を実施する。

アドベンチャーツーリズム等長期滞在型観光の強化

- 新たなインバウンド層誘致のための長期滞在型・高付加価値コンテンツの造成等

例（ツアーイメージ）：北海道冬のアドベンチャーツーリズム（10日間、70万円/人）

観光体験・アクティビティ



地域における世界に誇る宿泊施設の創出

- 世界的ホテルブランド等と自治体のマッチング
- 地域の宿泊施設に対する研修プログラム提供等（専門家派遣・海外研修派遣）



海外のホテルスクール等への研修派遣（イメージ）



マッチングのプレゼンテーション（イメージ）



その他、地域ならではの豊かな資源（城泊・寺泊、海の魅力、インフラ等）を活用し、日本の本質を深く体験・体感する体験型観光コンテンツ等を観光地域づくり法人（DMO）とも連携し造成。